

(目的)

第1条 この条例は、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画（以下「基本計画」という。）を見直すため、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の見直しに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本計画に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市が関係する団体から推薦された者
- (4) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、市長の指名によってこれを定める。

2 委員会に副委員長1人を置き、委員長の指名によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から基本計画の見直しが終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部みどり公園課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。